

12月3日～9日は障害者週間です

障害者基本法では、障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現するため、障害者週間を設けています。

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行

この法律では、障がいを理由とした「不当な差別的取り扱い」を禁止しています。

●不当な差別的取り扱いの例

- ・「障がい者は契約できない」などと言って対応しない
- ・障がい者のみ、保護者や介助者の同席を求める
- ・障がい者本人を無視して介助者にだけ説明する

また、社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度などがあります（「社会的障壁」といいます）。この社会的障壁を取り除くために配慮を求められたときは、負担が重すぎない範囲で対応すること（「合理的配慮」といいます）に努めることとされています。

●合理的配慮の例

- ・障がいの状況に合わせて、書類を読み上げて説明したり、筆談などで対応したりする
- ・車いすで段差を上るため、従業員が手伝ったり、段差のないルートを案内したりする
- ・難しい言葉を簡単な言葉に置き換えて説明する

ヘルプマーク・ヘルプカード

内部障害や難病など外見からは分かりにくい障がいのある方が、障がいを知らせたり、配慮を求めやすくしたりするものです。マークやカードを見掛けたら、あたたかい配慮をお願いします。

※ヘルプマークは福祉課で配布しています。

※ヘルプカードは、福祉課、行田市社会福祉協議会で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」に向け、障害者週間を機会に、障がいについて考えてみましょう。



ヘルプマーク



ヘルプカード

▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)

障害者差別解消法および埼玉県条例の説明会

障害者差別解消法および埼玉県条例について、主に事業者向けの説明会を開催します。

▶日時 令和2年1月15日(木)1時30分開演(午後1時開場)

▶場所 ワークヒルズ羽生(羽生市下羽生1014-1)

▶内容

- ①曾根直樹さん(日本社会事業大学専門職大学院准教授)による基調講演
- ②差別解消法、埼玉県共生社会づくり条例などについての説明

▶主催 埼玉県、行田市、加須市、羽生市

▶申し込み 1月7日(火)までに直接またはFAX(事業所名・業種または氏名、参加人数、電話番号を明記)で福祉課障害福祉担当【FAX】556-6701

▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)

重度心身障害者医療費助成事業に所得制限を導入します

市では、令和2年1月から重度心身障害者医療費助成事業に所得制限を導入します。重度心身障害者本人の所得が、次の所得制限基準額を超える場合、受給資格者証の交付は行わず、医療費の助成を行いません。

なお、すでに受給資格者証をお持ちの方および12月31日までの受給資格取得者については、令和4年10月1日から所得制限を導入しますので、1月からの所得制限の対象にはなりません。

▶所得制限基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

- ・扶養親族が同一生計配偶者(70歳以上)または老人扶養親族の場合は、さらに1人につき10万円を加算
- ・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)または控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)の場合は、さらに1人につき25万円を加算

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成事業	市内に住所を有し、健康保険に加入している18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数がかかります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。 ・保護者名義の預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成事業	<ol style="list-style-type: none"> ①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳④・A・Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にある方で、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 <p>※令和2年1月1日から所得制限を導入します。詳細は15ページをご参照ください。</p>	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・健康保険証 ・預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以後、最初の3月31日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など

▶受給資格の始期

原則、申請日。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、出生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月28日(土)～令和2年1月5日(日))に出生届を提出される方で、出生日から15日目(日)が年末年始の閉庁日である場合、1月6日(月)が出生日を受給資格の始期とすることができる日となりますのでご注意ください。

▶医療費助成できないもの

- ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
- ・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの

※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)